

## 令和2年度綾部市観光周遊ツアー補助金交付要領

### (目的)

第1条 この要領は、綾部市における観光資源の活用と観光客の誘導を図るため、旅行業者が主催する観光周遊ツアー（以下「ツアー」という。）に対し、綾部市の委託を受けて一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社 綾部地域本部が行う補助金の交付について必要な事項を定める。

### (補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次の第1号から第3号のいずれにも該当するツアーを主催又は手配する旅行業者（以下「事業者」という。）とする。

- (1) 10人以上が参加するツアーであること。
- (2) 綾部市の観光施設等を2箇所以上訪問するツアーであること。
- (3) ツアーの発着地が綾部市以外の地域であること。

2 この要領に定めるもののほか、国及び府、他の地方公共団体等から何らかの助成を受けて実施するものは、前項に規定するツアーとはみなさない。

### (補助金の額等)

第3条 補助金の区分、額は、次表に定めるとおりとし、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

区 分	補助金の額
参加人数20人以上のツアー	1ツアー当たり15,000円
参加人数10人以上20人未満のツアー	1ツアー当たり10,000円

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業者は、綾部市観光周遊ツアー補助金交付申請書（様式第1号）をツアー実施予定日の7日前までに、一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社 綾部地域本部 地域本部長（以下「地域本部長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) ツアー旅程表
- (2) その他地域本部長が必要と認めるもの

### (補助金の交付決定)

第5条 地域本部長は、前条の補助金交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査の上、交付の可否を決定し、綾部市観光周遊ツアー補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により事業者に通知するものとする。

### (変更等の届出)

第6条 事業者は、補助金の交付決定を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに綾部市観光周遊ツアー補助金変更（中止）届出書（様式第3号）を地域本部長に提出し、承認を得なければならない。

- (1) 交付申請の記載内容に変更が生じたとき。
- (2) 当該ツアーを中止したとき。

(実績報告及び補助金の請求)

第7条 事業者は、ツアーが完了したときは、14日以内に綾部市観光周遊ツアー補助金実績報告書(様式第4号)及び綾部市観光周遊ツアー補助金請求書(様式第5号)を地域本部長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次の書類を添付しなければならない。

(1) 綾部市観光周遊ツアー実施状況確認表(様式第6号)

(2) 参加者負担金を明示したツアー経費内訳書(実績)

(3) ツアー旅程表(実績)

(4) その他地域本部長が必要と認めるもの

(補助金の交付)

第8条 地域本部長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し等)

第9条 地域本部長は、補助金の交付申請を行った事業者が虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、その決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、綾部市観光周遊ツアー補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により事業者に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、地域本部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年7月7日から施行する。